

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年12月26日（平成26年（行情）諮問第733号）

答申日：平成28年6月1日（平成28年度（行情）答申第96号）

事件名：技術基準検討委員会等の設置や委員等の選出に係る文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」といい、そのうち①に係る文書を「請求文書①」、②に係る文書を「請求文書②」という。）の開示請求について、請求文書①につき、本件開示請求に形式上の不備があり、また、権利の濫用があることを理由に不開示とし、請求文書②につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成24年9月10日付け国広情第159号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

ア 開示請求をした理由と経緯について

（ア）開示請求の理由について

「本件異議申立ての原処分に係る行政文書開示請求」（以下、第2において「本件請求」という。）は、「異議申立人が平成23年7月19日付けで行った『特定会社の脱線事故及び鉄道の安全に係り、国土交通省の内外に設置された委員会等』に係る文書の開示を求めた開示請求」（以下、第2において「別件請求」という。）における「処分庁による数々の不誠実な行為、不当な行為、違法な行為」を契機として行ったものである。

なお、本件請求と別件請求は、各々が独立した開示請求である。

（イ）開示請求の経緯について

処分庁が原処分を下すまでの経緯を次に示す。

A 平成23年7月19日、異議申立人は「『特定会社の脱線事故』及び『鉄道の安全』に係り、国土交通省の内外に設置された委員会等」（以下、第2、第3において「対象委員会等」という。）に係り処分庁が保有する文書の開示を求める別件請求を行った。別件請求は、鉄道局に限らず処分庁の保有する文書の開示を求めるものである。

別件請求を行うに当たり、平成23年6月24日に異議申立人は電子メールにて事前に教示を求めたが、3週間以上を経過してなお処分庁より一切の教示がされなかったため、やむを得ず十分に文書を特定出来ないまま開示請求を行った。別件請求は、平成23年7月20日付けで受付された。

B 平成23年8月19日付けの文書において、処分庁は法11条に定める特例を別件請求に適用し、請求の一部について平成23年9月16日まで、残りの部分について平成24年3月30日までに開示する旨を異議申立人に通知した。

C 平成23年9月16日付けの別件処分1において、処分庁は別件請求に対して文書の一部を開示した。

D 平成23年11月24日、処分庁は異議申立人に対し、「鉄道局以外の国土交通省本省内部部局が保有している文書」について請求を維持するかどうかを電子メールにて問合せした。

これに対し異議申立人は、平成23年12月15日に、請求を維持することを電子メールにて回答した。

E 平成24年1月12日、処分庁は別件請求について、34件分（10,200円）の開示請求手数料の追納が必要である旨を電子メールにて異議申立人に連絡した。異議申立人は、請求を取下げた1件分（平成24年2月3日に電子メールにて通知）を除いた33件分の開示請求手数料（9,900円分の収入印紙）を、平成24年3月2日に発送した。

F 平成24年3月30日の「法11条に定める特例の期限」を過ぎても、処分庁は別件請求に係る残りの文書の開示・不開示決定を行わなかった。期限までに決定を行わないことについて、処分庁からは一切の通知や連絡は無かった。

G 平成24年4月27日、郵便事故の可能性も考えられたため、開示・不開示通知や期限の再延長の通知について文書を発送した事実があるかどうか、異議申立人は処分庁に対し電子メールにて問合せした。しかし、この件について処分庁からは、一切の回答がされなかった。

H 「法 11 条に定める特例の期限」から 3 か月以上，処分庁に対する問合せから 2 か月以上経過しても，別件請求について処分庁からは一切の通知，連絡，回答がなかった。他の案件について，異議申立人と処分庁との間での連絡は存在したことから，「処分庁は，他の案件については異議申立人と連絡等する意思はあるが，別件請求についてのみ，連絡や回答する意思がない」と異議申立人は判断した。

I 異議申立人は，「特例の期限を過ぎてなお開示・不開示決定を行わないことについて自身から通知や連絡を行わず，問合せにすら回答しない処分庁の対応」に疑問を感じ，「処分庁は意図的な不作為により開示・不開示決定を行わず，異議申立人の開示請求権を妨げるつもりなのではないか」と疑った。また，別件請求は「鉄道局以外の国土交通省本省内部部局が保有している文書」についての請求を含んでいるが，「鉄道局以外の具体的な組織名称」について開示請求書に記していなかったため，「別件請求が鉄道局以外の文書を請求しているとは思わなかった」として，処分庁が鉄道局以外の文書の開示作業をせず，更に文書が廃棄されてしまうことを異議申立人は危惧した。そのため異議申立人は，「『鉄道局以外の組織』が保有する『対象委員会等に係る文書』を請求していることが，誰もが一切の誤解をすることなく明確に分かる方法での新たな開示請求」を行うことが必要ではないかと考えるに至った。

J 平成 24 年 7 月 3 日，異議申立人は「原処分に係る新たな開示請求である本件請求」を行った。処分庁は平成 24 年 7 月 4 日付けで受け付けした。本件請求は，「別件請求の本件請求文書から鉄道局が保有する文書を除外したもの」であり，本件請求文書を「大臣官房会計課」及び「『大臣官房会計課及び鉄道局』以外の組織」が保有する文書であると限定することにより，「鉄道局以外の組織が保有する文書」の開示請求であることを明確化した。

K 平成 24 年 7 月 10 日，処分庁は異議申立人に対し，「対象となる行政文書が 1 か年度につき約 30 万枚，5 か年度分で 150 万枚程度になると想定され，開示請求に応じることは困難であるため，開示を求める具体的な文書名を指定してほしい」旨を電子メールにて連絡した。

異議申立人は対象文書が約 150 万枚と大量であることに驚くと同時に，「別件請求から約 1 年，法 11 条に定める特例の期限から 3 か月以上が経過するまで，対象文書が約 150 万枚あることを処分庁が連絡しなかった事実」に疑問を持った。当

該事実は、「会計課等の保有する文書の開示作業を、処分庁が全く行っていなかったのではないかと疑うに十分な事情であると思われたからである。「処分庁は意図的な不作為により開示・不開示決定を行わないのではないかと」という異議申立人の疑いはさらに増すとともに、「鉄道局や情報公開担当部署が、会計課等に開示請求があった事実自体を伝えていなかった可能性」を疑うこととなった。なぜなら、「本件請求に大臣官房会計課の名称を具体的に記したことにより、これまで隠していた別件請求を含め2件の開示請求について、情報公開担当部署が会計課に伝えざるをえなくなり、漸く事態を知ることとなった会計課がすぐさま本件請求文書をチェックしたところ約150万枚となることが判明したので、慌てて文書の絞込みを行うことを異議申立人に要請した」という状況が推定されたためである。

- L 平成24年7月19日、異議申立人は処分庁に対し、「別件請求及び本件請求に係る処分庁の対応」についての2通の質問書を発送した（資料1及び資料2。添付略）。これに対し処分庁は、平成24年7月24日に電子メールでPDF文書を添付する方法にて回答書を送付したが（資料3及び資料4。添付略）、その内容は異議申立人の疑問を解消するものではなかった。
- M 異議申立人が会計文書の開示請求を行った理由は2つあり、一つは「『特定事業に係る文書を直接に調査するための活動』（以下、第2において「直接文書調査活動」という。）として『対象委員会等』に係る会計文書を直接に調査するため」、もう一つは「『事前に帳簿等を開示請求することにより、どのような文書が存在するか等を調査し、その後の直接文書調査活動の道標の一つとする活動』（以下、第2において「事前帳簿探索活動」という。）として『対象委員会等』に係る会計文書を収めている行政文書ファイルを調査するため」である。別件請求について、「開示請求より1年以上を経過し、『対象委員会等に係る鉄道局が保有する文書』を早急に入手する必要がある」ことから、異議申立人は直接文書調査活動を優先するため、文書の絞込みを行うこととした。一方で、本件請求について、事前帳簿探索活動を継続する必要があることから、文書の絞込みを行わずに請求を維持することとした。
- N 平成24年9月4日、処分庁は異議申立人に対し、「これまでは、開示請求の対象となる行政文書ファイルが平成17年度ないし21年度までの5か年度分であると教示していたが、再度確認

をしたところ、平成17年度ないし20年度までの4か年度分であることが判明した」旨を電子メールにて連絡した。それまでの処分庁の教示では、ファイル1か年度分の文書は約30万枚とのことであり、突如として本件請求文書が数十万枚も減少することとなった。

異議申立人は、「処分庁は、会計課の保有する本件請求文書について詳細を把握していないようであり、やはり会計課は、本件請求を行うまで、別件請求に係る文書の開示作業を全く行っていないのではないか」という疑いを強くした。

○ 平成24年9月10日、処分庁は原処分を行った。

本件請求文書が1か年度分(数十万枚)減少すると異議申立人に連絡してから、わずか6日後であった。また、この日までに、「平成24年3月30日が法11条に定める特例の期限となっていた別件請求」について、開示・不開示決定を異議申立人に通知することもなかった(処分庁は別件処分2にて、別件請求に係る文書の一部について開示決定を行っているが、当該通知は9月10日付け消印による郵便物として発送されており、同日23時59分までには異議申立人に到着していない)。

イ 形式上の不備について

(ア) 形式上の不備の有無について

処分庁は不開示とした理由の「(理由1)形式上の不備」において、本件請求の開示請求書に形式上の不備があるとしている。しかし、異議申立人は下記のとおり、当該不備は無いと考えている。

A 処分庁は本件請求について、開示不開示の精査に相当な期間を要する可能性、法13条により第三者意見照会が必要となる可能性があること等を異議申立人へ連絡したが、「開示請求書に形式上の不備がある」旨の連絡はしていない。

B 処分庁は本件請求の請求書により、行政文書ファイルを特定したとしている。つまり、「開示請求書の形式上の本備により文書の特定が出来ない」という事象は存在しない。

C 処分庁が要請をした文書の絞込みは「本件請求文書を減らすための絞込み」であって、「文書の特定のための絞込み」ではない。

D 処分庁は、「『本件請求文書のうち、会計課の保有する文書について本件請求と同一』の別件請求」について、「別件請求が受付された平成23年7月20日から本件請求が受付された平成24年7月4日まで」の約1年間、会計課の文書の絞込みの要請や、開示請求書に形式上の不備がある旨の連絡を一切行っていない。

E 関東運輸局長を被告とした判決，「東京地方裁判所平成15年10月31日判決平成14年（行ウ）第422号」（以下，第2において「関東運輸局車検証判決」という。）に照らすと，本件請求文書が大量であることのみを理由として，本件請求の開示請求書に形式上の不備があると捉えることは不当であり，違法性を有する行為であると考えられる。

(イ) 文書の特定について

処分庁は不開示とした理由の「（理由1）形式上の不備」において，「本件開示請求に係る行政文書の特定が不十分であることによる形式上の不備により不開示とするものである。」と記載している。

しかし，処分庁は平成24年7月24日付けの回答書（PDF文書）にて，「前件請求について，会計課等が文書の特定作業を行っていたとすれば，その作業は完了したのか。完了していないとすれば，作業の進捗状況はどうなっているのか。」との異議申立人の質問に対し，「関係各課の文書特定作業は完了しています。」と回答している（資料4。添付略）。

また，処分庁は，不開示とした理由の「（理由1）形式上の不備」の冒頭においても，「会計文書として，上記1のとおり4件の行政文書ファイルを特定した。」と記載している。

回答書及び原処分不開示理由に「文書を特定した」と記載しておきながら，「文書の特定が不十分であることによる形式上の不備」を理由に不開示とした処分庁の決定は矛盾しており，当該矛盾を解消し得る説明が処分庁よりされない限り，当該不開示理由が正当な理由と捉えることは出来ない。

(ウ) 行政権の濫用について

「結果として，本件請求文書が100万枚以上となった本件請求」が開示請求権の濫用に該当するか否かは置くとして，「『文書を特定したと処分庁が不開示決定通知書に明記している』状況において，文書の特定が不十分であることを理由として『形式上の不備』を不開示理由に適用しようとする行為」は無理筋と考えられ，処分庁による当該行為は，「行政権の濫用」に該当する可能性がある。

ウ 権利の濫用について

(ア) 「異議申立人が本来開示を求めない行政文書」について

処分庁は不開示とした理由の「（理由2）権利の濫用①」にて，「『異議申立人が本来開示を求める行政文書』とともに『異議申立人が本来開示を求めない行政文書』を開示請求しており，当該請求は権利の濫用である」旨を主張しているが，下記の理由により，当

該不開示理由は不当なものである。

A 公正な取扱いについて

法に基づく開示請求は、文書を請求する理由を明らかにすることを必要としていない。よって、「特段の理由が無い限り、処分庁は開示を求められた行政文書について、その全文書が等しく開示請求人が開示を必要としているものとして扱わなければならない」ことは、論をまたない。

にもかかわらず、処分庁は、開示請求人である異議申立人に何らの断りもなく、独断により「『異議申立人が本来開示を求める行政文書』と『異議申立人が本来開示を求めない行政文書』の双方が存在する」と決めつけた上で、「『異議申立人が本来開示を求めない行政文書』の開示請求をしたことは権利の濫用である」として不開示理由の一つとしている。

「独断の決めつけにより、開示請求の一部を公正に取り扱わなかった処分庁の行為」は不当なものであり、「違法性を有する不公正な行為」に該当する可能性がある。

B 事実の誤認について

処分庁は、行政文書ファイル「支出計算証拠書類」のうち、「処分庁が対象委員会等に係るとする会計文書」を「異議申立人が本来開示を求める行政文書」として捉え、「それ以外の会計文書」を「異議申立人が本来開示を求めない行政文書」とであると決めつけているようであるが、それは事実とは異なる認識である。

「『本件請求の目的』及び『別件請求のうち、鉄道局以外の文書の開示請求の目的』（双方の目的は同一である）」は、第一に「『処分庁が対象委員会等に係るとしなかった鉄道局以外の文書』の中から、『対象委員会等に係ると考えられる文書』を探索すること」であり、第二に「『処分庁が対象委員会等に係るとした鉄道局以外の文書』を精査すること」である。

「処分庁が対象委員会等に係るとする会計文書」及び「それ以外の会計文書」ともに、必要があつて異議申立人は開示請求を行ったのであるが、「事前帳簿探索活動」としての必要性から「鉄道局以外の文書（会計課の会計文書及び会計課以外の文書）」の開示請求を思い立ったのであつて、動機としては「それ以外の会計文書」が主、「処分庁が対象委員会等に係るとする会計文書」が従である。

すなわち、処分庁が「異議申立人が本来開示を求めない行政文書」とであると決めつけている文書のほうが、異議申立人と

って、より重要な文書なのである。

事実の誤認に基づき、異議申立人の開示請求を「権利の濫用である」とした不開示理由は無効とされるべきである。

C 開示請求の正当な目的について

異議申立人は、特定事案に係る文書を直接に調査するための「直接文書調査活動」の他、事前に帳簿等を調査して直接文書調査活動の道標とするための「事前帳簿探索活動」として開示請求を行っている（一つの開示請求で「直接文書調査活動」と「事前帳簿探索活動」を兼ねる場合がある）。

別件請求及び本件請求の開示請求書には、「平成17年国鉄技第128号」など具体的に通達を特定する情報を記してあるが、当該情報は、事前に処分庁に対して「行政文書ファイル管理簿」や「起案簿」を開示請求する等の「事前帳簿探索活動」によって収集した情報である。

異議申立人は、特定会社脱線事故に係る行政対応の全容を調査するため、「『対象委員会等』に係る起案文書や議事録などの重要文書」の包括的な情報収集を目指しているが、「事前帳簿探索活動」により行政文書ファイル管理簿や起案簿などを入手してなお、名称すら把握できていない「対象委員会等」が存在している可能性があり、これの把握に苦心してきた。

行政文書ファイル管理簿や起案簿などの帳簿以外に、「対象委員会等」の把握に役立つのではないかと異議申立人が考えたのが会計文書である。「対象委員会等」の設置運営等には会計文書の作成が必要なはずであり、会計文書を開示請求し探索することにより、これまで把握できていなかった「対象委員会等」の存在を確認出来る可能性があると考えたのである。会計文書の開示請求の際、「既知の対象委員会等に係る会計文書」を請求するのみでは、「未知の対象委員会等」を探索することはできないため、会計文書を行政文書ファイル丸ごと開示請求する必要があった。

異議申立人が、「事前帳簿探索活動」として「『対象委員会等に係る文書』を収めた行政文書ファイルの全体」を開示請求したことには正当な理由があり、異議申立人の開示請求を「権利の濫用である」として不開示とした処分庁の行為は不当である。

なお、「事前帳簿探索活動」として、「事前に行政文書ファイル管理簿や起案簿などを開示請求する、会計文書を開示請求する、行政文書ファイルに収められている文書を丸ごと開示請求する等の方法」により情報収集をした成果であると考えられ

る事例の一部を、以下に示す。

(A) 「支出計算証拠書類」について

電子政府の総合窓口において、平成24年11月2日に「支出計算証拠書類」のキーワードで行政文書ファイル管理簿の検索をしたところ、「法務省」を選択した検索では532件がヒットしたが、国土交通省について、「国土交通省」及び「国土交通本省」のどちらを選択しても、ヒット件数は0件であった。

「支出計算証拠書類」は、違法に行政文書ファイル管理簿に登載されていない可能性があり、一般国民がその存在を知ることが困難な行政文書ファイルである可能性がある。

別件請求及び本件請求にて会計課の保有する文書の開示請求をしたことにより、「支出計算証拠書類」の存在を把握できたこと自体が、「事前帳簿探索活動」の成果であると異議申立人は考えている。

(B) 管理簿未登載ファイル「技術基準検討委員会資料平成17年度」について

処分庁は別件処分2にて、行政文書ファイル管理簿に登載されていなかった行政文書ファイル「技術基準検討委員会資料平成17年度」に収められている文書の全てを開示する決定を行った。

しかし、別件請求にて、「通達『平成17年国鉄技第128号』に係る文書」及び「『対象委員会等』に係る会計文書」の開示を求めたところ、処分庁は別件処分3にて350枚、別件処分4にて56枚、合計406枚の文書を新たに開示する決定を行った。

合計406枚の文書は、別件処分2にて開示されるべきところ、処分庁が不正に隠して開示を拒んでいたと思われる文書であり、異議申立人が別件請求にて「特定通達に係る文書及び会計文書」の開示を求めたことにより、処分庁が隠しきれなくなって開示したと考えられる。別件請求の本件請求文書が、「技術基準検討委員会資料平成17年度」に収められていたことは、異議申立人の想定外であった。

「行政文書ファイル管理簿に登載されていなかった行政文書ファイルの406枚の隠し文書」の存在を把握できたのは、まず「別件処分2に係る開示請求にて、行政文書ファイルに収められている文書を丸ごと開示請求したこと」、次に「事前に起案簿を開示請求して、通達『平成17年国鉄技第128号』の存在を把握したこと」、そして『別件一次請求にて特定通達に

係る文書の開示を求めるとともに、会計文書の開示を求めたこと』による成果，すなわち「事前帳簿探索活動」による成果であると，異議申立人は考えている。

また，別件答申に係り，処分庁は「技術基準検討委員会資料平成17年度」を行政文書ファイル管理簿に登載したと推定されるが，その成果も「事前帳簿探索活動」によるものであると，異議申立人は考えている。

(C) 「保安連絡会議資料平成17年度」について

異議申立人が，「行政文書ファイル『保安連絡会議資料平成17年度』に収められている文書の全て」の開示を求めた別件請求2に対し，処分庁は別件処分5にて，46枚の文書を開示する決定を行った。

しかし，「異議申立人が別件請求と同じ日に行った，『特定の通達名を明示してこれに係る文書の開示を求めた開示請求』」にて，通達「平成17年7月26日国鉄技第69号『鉄道保安担当者会議の開催について』（日付は発出日ではなく起案日，以下「会議開催通知」という。）」に係る文書の開示を求めたところ，処分庁は別件処分6で，「保安連絡会議資料平成17年度」の文書を50枚開示する決定を行った。

以前の請求と比較して，開示された文書は4枚多く，この4枚は「会議開催通知」の起案文書と思われるものであった。4枚の文書は，別件処分5で開示されるべきところ，処分庁が不正に隠して開示を拒んでいたと思われる文書である。

4枚の隠し文書は，異議申立人が「事前帳簿探索活動」として起案簿を開示請求し，これにより「会議開催通知」の存在を把握した上で開示請求書に通達名を明記したことにより，処分庁が隠しきれなくなると考えられる。「特定の通達名を明示してこれに係る文書の開示を求めた開示請求」の本件請求文書が，「保安連絡会議資料平成17年度」に収められていたことは，異議申立人の想定外であった。

処分庁による「文書隠し行為」を把握できたのは，まず「行政文書ファイル管理簿を開示請求することにより，行政文書ファイル『保安連絡会議資料平成17年度』の存在を把握したこと」，次に「別件処分5に係る開示請求にて，『保安連絡会議資料平成17年度』に収められている文書を丸ごと開示請求したこと」，そして「事前に起案簿を開示請求し，通達名を把握した上で開示請求を行ったこと」による成果，すなわち「事前帳簿探索活動」による成果であると，異議申立人は考えている。

(イ) 処分庁の業務に支障を発生させる目的について

処分庁は不開示とした理由の「(理由2) 権利の濫用②」にて、「異議申立人は、予め本件請求文書が100万枚を超えることを承知のうえで、処分庁の業務に支障を発生させる目的で本件請求を行った。当該行為は権利の濫用である。」と解される不開示理由を提示している。

「(理由2)の②」の文中に、「異議申立人が、業務に支障を発生させる目的を持っていた」とは明確に記してはいないが、「(理由2)」の表題を「権利の濫用」とし、「(理由2)の①」の「異議申立人は、本来開示を必要としない『大量の』行政文書の開示請求をした」旨の記述の後に「(理由2)の②」を読めば、「異議申立人が、業務に支障を発生させる目的を持っていた」との印象を読み手に与え、そのように解釈させる文章構成となっている。

しかし、「本件請求文書が100万枚を超えることとなる見通し」を処分庁が異議申立人に連絡したのは、本件請求が受付された平成24年7月4日の6日後の7月10日であり、行政文書ファイルの名称「支出計算証拠書類」であることを伝えたのは、本件請求が受付されてから30日も後の8月3日であった。別件請求が受付された平成23年7月20日から数えると、約1年も後である。

すなわち、異議申立人は本件請求を行った時点において、「本件請求文書が100万枚以上となることを知らず、それ以前に本件請求文書を収めた行政文書ファイルの名称が『支出計算証拠書類』であることすら知らなかった」のであり、「処分庁の業務に支障を発生させる目的での100万枚を超える大量の文書の開示請求」を行うことなど、できようはずがなかったのである。

上記の事情を十分に把握の上で、「異議申立人が、予め本件請求文書が100万枚を超えることを承知のうえで、処分庁の業務に支障を発生させる目的で、『本来開示を必要としない大量の文書』を含む文書の開示請求をしたことは、権利の濫用である」として不開示理由の一つとした処分庁の行為は、不当なものである。

(ウ) 「対象文書を絞り込むと回答した」との事実と反する不開示理由について

処分庁は、不開示とした理由の「(理由2) 権利の濫用③」にて、「(開示請求人が)対象文書を絞り込むと回答しながらも補正には応じなかった。」と提示し、これを「権利の濫用」として不開示理由の一つとしているが、当該不開示理由は事実と反する。

異議申立人が文書を絞り込むと回答したのは別件請求についてであって、本件請求についてはない。この点について誤解が生じな

いよう、異議申立人は平成24年8月6日送信の電子メールにて「本件絞込みは、新旧開示請求のうち、旧開示請求についてのものです。」と伝え、更に平成24年8月10日送信の電子メールにて「新開示請求について、8月6日のメールで連絡させて頂いたとおり、旧開示請求の開示・不開示決定が行われた後に、対応を検討致します。それまでは、新開示請求書に記載した文書の請求を維持します。」と伝えている。「事実に反する事象」に基づく不開示決定は、違法性を有する不当行為である。

(エ) 別件請求の絞込みについて

処分庁は不開示とした理由の「(理由2)権利の濫用④」にて、異議申立人が別件請求において文書の絞込みを行っていることを理由として、本件請求にて文書の絞込みを行わなかったことを「権利の濫用」であるとしている。

しかし、「処分庁により既に文書の特定が完了している開示請求事案」において、更に文書の絞込みを行うか否かは、開示請求人である異議申立人の意思により判断されるべき事案である。別件請求において文書の絞込みを行ったのは異議申立人の判断であり、本件請求において文書の絞込みを行わなかったのもまた、異議申立人の判断である。

別件請求と本件請求が独立した開示請求であることを鑑みれば、「別件請求にて文書の絞込みを行ったならば、本件請求において異議申立人には文書の絞込みを行う義務が発生する。これを行わなかった異議申立人の不作為は『権利の濫用』である。」と断定し、これを不開示理由の一つとした処分庁の行為は、不当なものである。

(オ) どの行為が「権利の濫用」であるかについて

処分庁は、本件請求における異議申立人の行為が「権利の濫用」に当たると言うが、異議申立人のどの行為が「権利の濫用」であるかについて、明確に示していない。

「本件請求文書が100万枚以上となることを知らず、それ以前に本件請求文書を収めた行政文書ファイルの名称が『支出計算証拠書類』であることすら知らずに開示請求をした行為」が「権利の濫用」であるのか、あるいは「文書の絞込みを行わなかった不作為」が「権利の濫用」であるのか、処分庁の示した不開示理由では不明確である。

「異議申立人のどの行為が『権利の濫用』に該当するのか明確にせず、にもかかわらず『権利の濫用』を理由として不開示とした処分庁の行為」は、不当なものである。

(カ) 処分庁の平素の順法性と「権利の濫用」の適用について

関東運輸局車検証判決は、大量の文書の開示請求について、「請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がない」状況であることが「権利の濫用」を適用する条件の一つであるとの見解を示しており、さらに「不適正な文書管理状況の下においては、請求された文書が大量であることは、開示決定期限の延長を求める理由にもならないこともあり得る」との、非常に厳しい見解を示している。

すなわち、関東運輸局車検証判決は、「権利の濫用」の適用の条件として、「請求を受けた行政機関の平素の順法性」を非常に厳しく求めているものと解される。その趣旨に照らせば、適正な文書管理だけでなく、「請求を受けた行政機関が、平素から適正な行政文書の開示業務を実施していて、その行為に問題がない」状況であることが、「権利の濫用」を適用する条件とされるべきである。

本件請求は、「別件請求における処分庁による数々の不誠実な行為、不当な行為、違法な行為」を契機として行われたのであり、よって、「権利の濫用」が適用されるべきではない。

エ 本件請求文書の枚数について

(ア) 文書枚数の正確性について

処分庁は不開示とした理由の「(理由1)形式上の不備」において、本件請求文書が約150万枚であるとしている。しかし、「約150万枚」という記載の示す範囲は不明確であり、仮に誤差を2割程度とすれば、文書枚数は約120万枚から約180万枚程度と大きく変動することとなる。その変動幅は、原処分である不開示決定を下すにはあまりに不正確であり、誤差が2割に収まる確証も無い。

また、処分庁は原処分を下すわずか6日前の平成24年9月4日に、「本件請求文書が5か年度分ではなく4か年度分であることが判明した」旨を突如として異議申立人に連絡しており、これにより本件請求文書が数十万枚も減少することとなった。

処分庁が示す本件請求文書の枚数は「数十万枚の単位で不正確」であり、処分庁自身が本件請求文書について詳細を把握していない疑いがある。このような状況のもとで不開示決定を行った処分庁の行為は、違法性を有する不当行為に該当する可能性がある。

(イ) 開示の実現性について

関東運輸局車検証判決は、「案件の一つについて112万5220件782万2338枚、もう一つの案件について61万4566件446万1879枚、計173万9786件1228万4217枚の文書」の検索が必要となる開示請求について、文書が大量であ

ることを理由とした関東運輸局長の不開示決定処分を取り消すとの判決を言い渡ししている。

当該判決は事実上、「1228万4217枚の文書の検索が必要となる開示請求が、社会通念に照らして是認できる範囲内であって合法であり、開示・不開示に係る行政事務の実現性に問題は無い」旨を認めたものと解される。

処分庁が示す「約150万枚」という文書枚数に、どれ程の信頼性を置けるかは不明であるが、関東運輸局車検証判決の1228万4217枚と比較すると少量であり、開示・不開示に係る行政事務の実現性に問題は無いと考えられる。

オ 会計文書の開示の必要性について

(ア) 重要性について

処分庁は、本件請求により平成17年度ないし20年度の行政文書ファイル「支出計算証拠書類」を本件請求文書として特定した事実及び当該ファイルが会計文書である事実を「不開示とした理由（理由1）」に記載している。

電子メールでの処分庁の説明によれば、行政文書ファイル「支出計算証拠書類」は正副の2部が作成され、起案文書等の原本等をつづった「正」は会計検査院へ提出され、「正」の写しをつづった「副」を処分庁が保有しているとのことである。

支出計算証拠書類「正」が会計検査院でチェックされることを考えると、処分庁が保有している支出計算証拠書類「副」は、「処分庁が保有している会計文書のなかで、処分庁の会計を同一のフォーマット（書式）で最も広く網羅し、最も正確に記載がされている文書」であると推定される。すなわち、「支出計算証拠書類は処分庁で最も重要な会計文書」と表現しても過言ではないと考えられる。

改めて記すまでもなく、会計文書は法が目的として1条に掲げる「公正で民主的な行政の推進」にとって重要な意味を持つ文書であり、国民によるアクセス権が確保されねばならない文書であり、特にその中でも会計検査院でチェックされる「支出計算証拠書類」は、最上位の重要度を有する文書の一つと考えられる。

しかるに、この重要度の高い会計文書の開示請求について、文書枚数が多いことを理由として「形式上の不備」であるとか「権利の濫用」であると理由を付けて開示を拒む処分庁の行為は、会計文書へのアクセス権を遮断し、法1条に掲げられた目的の達成を妨げる不当行為であると考えられる。

会計文書、とりわけ重要度の高い「支出計算証拠書類」は、どれだけ枚数が多くとも開示されるべきである。

(イ) 不審な文書管理

「支出計算証拠書類」は、電子政府の総合窓口の行政文書ファイル管理簿検索でヒットしないファイル名であり、違法に行政文書ファイル管理簿に登録されていない可能性がある。

異議申立人は、会計課に係る文書を「事前帳簿探索活動」により把握するため、本件請求と同時である平成24年7月3日に、「会計課に係る平成21年度の行政文書ファイル管理簿」の開示請求を行ったが、保存期間が30年である行政文書ファイル管理簿について、処分庁はなぜか不存在を理由に不開示を決定しており（別件処分）、「平成21年度の行政文書ファイル管理簿の入手を試みる方法」によっても、「支出計算証拠書類」の存在を確認することは不可能であった。また、電子メールでの処分庁の説明によれば、「支出計算証拠書類」には文書整理ラベルシールが貼付されていないとのことである。

「支出計算証拠書類」は、極めて重要な行政文書ファイルでありながら、適正な文書管理がされていない可能性があり、不正に国民から秘匿されていた可能性が否定できない。

不審な文書管理がされていた会計文書である「支出計算証拠書類」は、その全てが開示されるべきである。

カ 会計課・鉄道局以外の組織の文書の不存在について

処分庁は原処分において、「『大臣官房会計課及び鉄道局』以外の組織」（以下、第2において「会計課・鉄道局以外の組織」という。）の文書について、不存在を理由に不開示としている。

しかし、下記の理由により、会計課・鉄道局以外の組織が文書を保有している可能性があるため、これを開示することを求める。

(ア) 重要事案について

特定会社脱線事故は処分庁にとって重要事案であり、国土交通大臣が会見を行うなどしていることから、「会計課・鉄道局以外の組織」が「対象委員会等」に係る文書を有している可能性がある。

(イ) 資料5について

資料5（添付略）は、「処分庁が別件処分2で開示した『鉄道関係連絡事項（平成17年6月28日付けの鉄道局技術企画課の文書）』」である。

資料5は、大臣や官房長や広報課長や総合政策局長など、多くの「会計課・鉄道局以外の組織」に宛てて、技術基準検討委員会に係る情報が連絡されていることを示している。

すなわち、資料5に記載されている「会計課・鉄道局以外の組織」は、「対象委員会等」に係る文書を保有している可能性がある。

(ウ) ウェブサイトについて

処分庁のウェブサイトには、「対象委員会等」に係る情報が掲載されているウェブページが存在する。「会計課及び鉄道局」が、直接に当該ウェブページの管理をしていないとすれば、「対象委員会等」に係る文書（電磁的記録を含む）を保有している「会計課・鉄道局以外の組織」が存在する可能性がある。

キ 別件請求の開示状況について

異議申立人は、別件請求に係り、33件分の開示請求手数料を平成24年3月2日に追納（発送）した。このうち、平成24年11月9日現在において開示・不開示決定の通知が行われたのは12件分のみであり、21件分について、現在も開示・不開示決定の通知が行われていない。

すなわち、平成23年7月19日の開示請求より1年3か月以上、「法11条に定める特例の期限」である平成24年3月30日より7か月以上が過ぎても、別件請求のうち21件分について、開示・不開示決定の通知が行われていないのが現状である。

「別件請求における処分庁による不誠実で不当で違法な行為」は、「法に定められた期間を大幅に超過してなお、開示・不開示決定の通知を行わない方法」により、現在も継続中である。

異議申立人は、「開示・不開示決定の通知を行わない方法により、処分庁が開示したくない情報を秘匿しようとしている可能性」を疑っている。

ク 文書の絞込みの非現実性について

処分庁の対応が誠実であって、その教示が信頼の置けるものであるならば、「事前帳簿探索活動」の目的を損なわずに文書の絞込みを行うことが、あるいは可能であるかも知れない。

しかし、平成24年11月9日の時点ですら別件請求のうち21件分の開示・不開示決定が行われていないのが現状であり、さらに原処分が下された平成24年9月10日時点では、別件請求のうち「法11条に定める特例の期限」までに開示されることとなっていた文書の全てである33件分について、開示・不開示決定が異議申立人に通知されていなかった。

このような「処分庁による不誠実で不当で違法な行為」が継続している状況において、処分庁の教示を信頼して文書の絞込みを行うことは困難である。

当該状況において文書の絞込みを行うことは現実的ではなく、また文書の絞込みを行わなかった責を異議申立人に負わせようとする行為は不当なものである。

ケ 開示されるべき部分について

処分庁は原処分において、「形式上の不備」及び「権利の濫用」、及び「不存在」以外に不開示理由を示していない。よって、開示請求に形式上の不備や権利の濫用が無く、文書が存在するものは、その全ての部分が開示されるべきである。

コ 上記のまとめ

(ア) 開示請求をした理由と経緯について

本件請求は、「別件請求における処分庁による数々の不誠実で違法な行為」を契機として行ったものである。

(イ) 形式上の不備について

A 開示請求書に形式上の不備は無い。原処分以前に、処分庁が異議申立人に対し、「開示請求書に形式上の不備がある」旨の連絡をした事実は無い。また、関東運輸局車検証判決に照らすと、本件請求文書が大量であることのみを理由として、開示請求書に形式上の不備があると捉えることは不当である。

B 「文書を特定した」としながら、「文書の特定が不十分であること」を不開示理由とした処分庁の決定は矛盾している。

C 「文書が特定されている状況において、文書の特定が不十分であることを理由として『形式上の不備』を不開示理由に適用しようとする行為」は無理筋であり、「行政権の濫用」に該当する可能性がある。

(ウ) 権利の濫用について

A 「本来開示を求めない行政文書を開示請求する方法」により、異議申立人が開示請求権を濫用した事実は無い。また、「行政文書ファイルに収められている文書を丸ごと請求する」等の方法による「事前帳簿探索活動」は、処分庁の隠し文書の発見等に成果を挙げており、正当な開示請求行為である。

B 「本件請求文書が100万枚を超えることを承知のうえで、処分庁の業務に支障を発生させる目的で開示請求する方法」により、異議申立人が開示請求権を濫用した事実は無い。

C 「対象文書を絞り込むと回答しながらも、絞り込みをしない方法」により、異議申立人が開示請求権を濫用した事実は無い。

D 「別件請求にて文書の絞り込みを行いながら、本件請求にて文書の絞り込みを行わなかった行為」は、開示請求権の濫用には当たらない。

E 処分庁は、異議申立人の行為が「権利の濫用」に当たると言うが、どの行為が開示請求権の濫用であるかについて、明確に示していない。

F 関東運輸局車検証判決が、「権利の濫用」の適用の条件として「請求を受けた行政機関の平素の順法性」を非常に厳しく求めていたことに鑑みれば、別件請求における処分庁による数々の不当行為を契機として行われた本件請求は、「権利の濫用」が適用されるべきではない。

(エ) 本件請求文書の枚数について

A 処分庁が示す本件請求文書の枚数は「数十万枚の単位で不正確」であり、このような状況のもとで不開示決定を行った処分庁の行為は、違法性を有する不当行為である可能性がある。

B 関東運輸局車検証判決の1228万4217枚と比較すると、処分庁が示す「約150万枚」と文書枚数は少量であり、開示・不開示に係る行政事務の実現性に問題は無いと考えられる。

(オ) 会計文書の開示の必要性について

A 「支出計算証拠書類」は極めて重要な会計文書であり、国民に開示される必要性が極めて高い行政文書ファイルである。

B 「支出計算証拠書類」は年度ごとに数十万枚の文書が作成される行政文書ファイルでありながら、行政文書ファイル管理簿に登録されていない可能性があり、違法に国民から秘匿されていた疑いがある。

(カ) 会計課・鉄道局以外の組織の文書の不存在について

A 特定会社脱線事故は処分庁にとって重要事案であるから、「会計課・鉄道局以外の組織」が「対象委員会等」に係る文書を保有している可能性がある。

B 資料5（添付略）に記載されている「会計課・鉄道局以外の組織」が、「対象委員会等」に係る文書を保有している可能性がある。

C 処分庁のウェブサイトを管理する「会計課・鉄道局以外の組織」が、「対象委員会等」に係る文書（電磁的記録を含む）を保有している可能性がある。

(キ) 別件請求の開示状況について

開示請求から1年3か月以上、「法11条に定める特例の期限」から7か月以上が過ぎた今も、別件請求のうち21件分について、開示・不開示決定の通知が行われていない。処分庁は、違法に開示・不開示決定をしないことにより、情報を秘匿しようとしている疑いがある。

(ク) 文書の絞込みの非現実性について

別件請求のうち原処分の時点で33件分、平成24年11月9日の時点ですら21件分の開示・不開示決定が異議申立人に通知

されておらず、処分庁の対応は著しく不誠実である。

不誠実な処分庁の教示は信頼の置けないものであり、当該状況において文書の絞込みを行うことは現実的ではなく、また文書の絞込みを行わなかった責を異議申立人に負わせようとする行為は不当なものである。

(ケ) 開示されるべき部分について

開示請求に形式上の不備や権利の濫用が無く、文書が存在するものについては、処分庁が開示理由を示していないため、その全ての部分が開示されるべきである。

サ 萎縮効果と名誉棄損について

法9条に基づく決定において、「開示請求人の『権利の濫用』を理由に処分庁が開示を決定する行為」は開示請求権の行使を萎縮させる効果を有するものである。特に、「『事実に反する認識』に基づいて、開示請求人の『権利の濫用』を理由に処分庁が開示を決定する行為」は、不当に開示請求権の行使を萎縮させる違法行為である。

法9条に基づく決定は非公開であるが、行政不服審査法に基づく不服申立ての過程は「情報公開・個人情報保護審査会の答申」において公開されることになっており、行政事件訴訟法に基づく訴訟においては、開示請求人の氏名や住所等が公になることとなる。

「異議申立人が本来開示を求めない行政文書まで開示請求したのは権利の濫用である」とか、「本件請求文書が100万枚を超えることを承知のうえで、異議申立人が処分庁の業務に支障を発生させる目的で開示請求したのは権利の濫用である」とか、「異議申立人が一旦対象文書を絞り込むと回答しながらも約束を守らなかったのは権利の濫用である」などの「事実に反する認識」に基づいて異議申立人の行為を権利の濫用であると批判し、異議申立人があたかも権利の濫用を行っている者であるかの如く言い立てる行為は、名誉棄損に該当する可能性が否定出来ない。

法に基づく行政業務において、特定国民の行為を「権利の濫用」と指摘する必要があるならば、その指摘は事実に基づいた指摘であるかどうか十分に精査され、かつ、「どの行為」が権利の濫用であるか明確に示された上で行われるべきである。

処分庁においては、本件請求に係る今後の行政業務（諮問等）の中で、「処分庁が指摘する異議申立人による権利の濫用」について、異議申立人のどの行為が権利の濫用に該当するか、またその指摘は事実に基づいているかどうか、厳格に検証・整理されたい。

(2) 意見書

ア 「開示請求の一部を取下げの約束」を守らなかったとの主張について

(ア) 諮問庁が「約束の根拠となる文書」を提示していないことについて

上記(1)ウ(ウ)に記載のとおり、本件二次請求に係り、「異議申立人が対象文書を絞り込むと回答した事実」は存在しない。また、上記(1)サに記載のとおり、「『一旦は対象文書を絞り込むと回答しながらも約束を守らなかったのは権利の濫用である』などの、『事実に反する認識』に基づいて異議申立人の行為を権利の濫用であるとする行為は、名誉棄損に該当する可能性がある」として、異議申立人は処分庁に対して、事実関係の厳格な検証と整理を求めている。

にもかかわらず、諮問庁は下記第3の4(3)イにおいて、何らの根拠も示さず「異議申立人に対し、文書特定が不十分であるため、再三にわたり補正を求めたが、対象文書を絞り込むと回答しながらも補正に応じなかった。」との説明をしている。

「別件一次請求より原処分まで、そして現在まで」において、「処分庁及び諮問庁」と異議申立人との間の通信は「郵送文書と電子メールのみ」によって行われており、「電話や対面等による口頭での連絡」を行った事実は存在しない。よって、本当に「異議申立人が対象文書を絞り込むと回答した事実」が存在するのなら、諮問庁は「異議申立人より受取りをした、当該回答について記載のある郵送文書又は電子メール」を根拠として提示できるはずのところ、諮問庁は当該根拠を提示していない。

(イ) 「開示請求の変更」に係る事実のねつ造について

諮問庁は理由説明書にて、「対象文書を絞り込むと回答しながらも補正に応じなかった。」との説明をしている。「対象文書を絞り込む」とは「開示請求の一部を取下げする」ということであり、また、「開示請求の変更をする」ということである。

異議申立人が「開示請求の一部を取下げする約束などしていない。処分庁は、当該約束が存在したことを前提に、約束を破ったことを『権利の濫用』であるとして不開示理由の一つとしているが、そのような虚偽に基づいた不開示理由の提示は不当であり、諮問等する際には、事実関係について厳格に検証・整理されたい。」と異議申立書にて主張しているのに対し、諮問庁は何ら根拠を示さずに「開示請求の一部を取下げする約束は存在し、異議申立人はその約束を破った」旨を理由説明書にて主張し続けている。

「『開示請求の変更』に係る事実をねつ造する行為（開示請求を

変更するとの存在しない約束をあたかも存在したかのよう言い立てる行為)」は言語道断であり、審査会において事実関係を適正に検証されたい。

イ 「法4条2項に基づく補正の求め」が無かったことについて

今般、改めて「本件二次請求に係り、『異議申立人が本件二次請求を行った平成24年7月3日から原処分が行われた平成24年9月10日までの間』に処分庁が異議申立人へ送付した電子メール及び電子メールで送付したPDF文書」（以下、第2において「本件二次請求に係る処分庁側連絡文書群」という。）を精査したところ、当該文書群は下記の理由により「法4条2項に基づく補正の求め」の要件を満たしていないと考えられるものであった。

これにより、処分庁による「文書の絞込みの求め」は「法4条2項に基づく補正の求め」ではなく、「法令に基づかない任意の要請」であったと捉えられるべきである。

「『法4条2項に基かない事務連絡』によって、開示請求の軽微な変更の要請を開示請求者に対して行うこと」は直ちに違法となるものではないとしても、「補正の求めに応じなければ、『形式上の不備』や『権利の濫用』を理由に不開示を決定する」ことを前提とした補正の求めは、法4条2項、行政手続法2条6号、行政手続法35条1項、行政手続法35条2項等の要件を満たす行政指導でなければならないはずである。

よって、「法4条2項に基づく補正の求めをせずに、『形式上の不備』及び『権利の濫用』を理由に不開示を決定した処分庁の行為」は違法であるから、原処分は取消されるべきである。

ウ 東京高等裁判所判決について

諮問庁は下記第3の4(7)にて、「平成23年11月30日東京高等裁判所判決『各文書不開示処分取消請求控訴事件』」が「開示請求された文書が著しく大量であることを理由として、不開示処分を行うことが妥当であると認めている」旨を説明している。しかしそれは、行政機関が平素の順法性を守っていた場合に限られると解されるべきである。

処分庁は、別件一次請求に先立つ教示要請を無視し、別件一次請求が行われてから本件二次請求が行われるまでの約1年間にわたり支出計算証拠書類の開示・不開示決定を放置してこの間の不服申立人の問合せにも応じず、本件二次請求においては実際とは大きく異なる文書枚数を教示した上で「行政手続法2条6号、同法35条1項ないし2項等の行政指導の要件を満たす、法4条2項に基づく補正の求め」を行わずに「形式上の不備」と「権利の濫用」を理由に不

開示を決定し、「『権利の濫用』を理由に不開示決定をした事実」を「法23条に基づく総務省の統計」から排除しているのであり、このような条件のもとであっても東京高等裁判所が平成23年11月30日判決と同様に不開示処分を妥当と認めるのか、甚だ疑問である。

エ 絞込みの方法について

「約30万枚が1つの行政文書ファイルにまとめられている」との処分庁からの連絡により、異議申立人は「支出計算証拠書類は、他の業務に係るものとは容易には分離不可能な、混沌とした状態でファイリングされている」と想定していた。

しかし、平成25年10月23日付け国広情第149号にて開示された支出計算証拠書類のファイルの背表紙には「技術研究開発調査費」などの記載があり、ある程度、分野ごとに分けてファイリングされている形跡があった。

過去において「文書の一部を抜き取る方法」で文書隠しをされた経験から、異議申立人は「文書単位」ではなく「行政文書ファイル単位」で開示請求することを基本としており、仮に処分庁が支出計算証拠書類のファイルの背表紙の記載について適切に教示をしていれば、不服申立人は「ファイルの分冊」を指定する方法で文書の絞込みに応じた可能性がある。

処分庁は、別件一次請求に先立つ教示要請を無視し、別件一次請求が行われてから本件二次請求が行われるまでの約1年間にわたり支出計算証拠書類の開示・不開示決定を放置してこの間の異議申立人の問合せにも応じず、本件二次請求が行われたあとに慌てて「736枚に絞り込む」ことを強引に求めた。

このような経緯から、異議申立人が処分庁に対して不信感を持つのは当然のことであり、736枚以外にも重要な文書が存在する可能性を疑ったこともまた当然のことであるが、この段階においてもまだ、処分庁が誠意をもって教示をし、当該教示に基づいて不服申立人が必要な文書（ファイルの分冊）を選択するという方法もあった。しかし、処分庁はただ736枚に絞り込むことを求めるばかりであった。

諮問庁は下記第3の4（8）に「異議申立人が請求する委員会等によって対象文書を限定するなどの迅速・合理的な開示請求の方法によることを拒否」と記載しているが、「支出計算証拠書類の全体である30万枚」と「736枚（実際は777枚）」の他に文書を絞り込む方法があったのに、「736枚に絞り込む」ことに固執して、その他の方法での絞込みへの可能性を閉ざしたのは処分庁自身であ

る。

オ 開示に係る作業量について

支出計算証拠書類は毎年作成されるものであり、つまり1か年度分の支出計算証拠書類は、1年間のうちに作成される。また、支出計算証拠書類の作成に係る業務量は、処分庁全体の業務量のごく一部と考えられる。

「開示に係る一文書当たりの平均作業量」が「作成に係る一文書当たりの平均作業量」を超えるとは考え難く、「全体の業務量のごく一部によって、年間30万枚の支出計算証拠書類が毎年作成されている」のであるから、「毎年、支出計算証拠書類の作成に要している作業量と同等以下の作業量」によって、1か年度分の支出計算証拠書類を開示することが可能であると考えられる。

諮問庁は下記第3の4(4)にて、開示までに20年以上を要すると説明しているが、これは実際にかかる期間より大きく誇張されている可能性があるし、不開示部分の判断やマスキング作業を文書に精通した作成課等が行うようにする等の業務改善をすれば、期間を短縮する余地があるようにも思われる。

また、処分庁は別件一次請求に係り、平成25年10月23日付け国広情第149号にて777枚の支出計算証拠書類を開示しているが、開示請求を受付した平成23年7月20日より2年3か月以上、つまり820日以上を要している。1日あたり文書処理枚数は1枚以下であり、到底、誠意をもって開示作業を行っていたとは考え難く、意図的な遅延工作を疑われても仕方のない行為であり、処分庁による当該行為からも、「処分庁には支出計算証拠書類の開示を妨げたい動機があり、これにより、開示までに要する期間を実際より大きく誇張して説明している」ということが疑われる。

カ 会計課・鉄道局以外の組織の文書について

諮問庁は第3の4(9)にて、「当該事案に関して、鉄道局が大臣官房会計課及び鉄道局以外の組織に対し請求人が求める文書を配布してした事実は存在しない。」と、「あたかも、鉄道局を通して配布された文書」のみが開示請求対象であるかのように説明している。

しかし、「『大臣官房会計課及び鉄道局以外の組織』が取得作成等した文書であって、『鉄道局が配布したもの以外の文書』」も開示請求対象であり、当該文書が開示請求時点において存在するならば、開示されるべきである。

例えば、技術基準検討委員会への出席に係り出席者自ら作成した文書や、鉄道局以外から取得した文書が、これに該当すると考えられる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、国土交通大臣に対し、別紙に掲げる請求文書のうち、下記①及び②の組織が保有する文書の開示を求めて行われたものである。

① 大臣官房会計課

② 大臣官房会計課及び鉄道局以外の組織

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、上記①に該当する大臣官房会計課が保有する平成17年度から平成20年度までの「支出計算証拠書類」を特定した。

処分庁は、異議申立人に対し、対象となる文書が150万枚程度になると想定されるため、開示決定に係る作業に従事した場合、事務の遂行に支障を及ぼすこととなることから対応が困難であり、開示を求める具体的な行政文書の名称を示す旨複数回の補正連絡を行ったが、異議申立人は請求内容を維持すると回答した。

このため、処分庁は、大臣官房会計課が保有する上記行政文書について、更に限定した文書特定を行わない限り請求文書の特定は不十分であり、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱するものに該当することから、形式上の不備及び権利の濫用を理由として不開示とし、併せて、上記②に該当する大臣官房会計課及び鉄道局以外の本省内部部局において該当する行政文書は保有していないことから、行政文書の不存在を理由として不開示とする不開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、異議申立人は、原処分を取り消し、文書の一切を開示することを求めて、本件異議申立てを提起した。

2 異議申立人の主張について

異議申立書によれば、異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 形式上の不備について

開示請求対象文書が大量であることのみを理由として、開示請求書に形式上の不備があると捉えることは不当であり、違法性を有する行為であると考えられる。

(2) 権利の濫用について

異議申立人のどの行為が「権利の濫用」に該当するのか明確にせず、にも拘らず「権利の濫用」を理由として不開示とした処分庁の行為は、不当なものである。

(3) 大臣官房会計課・鉄道局以外の文書の不存在について

特定会社の脱線事故は処分庁にとって重要事案であり、大臣官房会計課・鉄道局以外の組織が「対象委員会等」に係る文書や電磁的記録を保有している可能性がある。

3 本件開示請求及び別件開示請求の関連性について

異議申立人は、本件開示請求と重複する内容の別件開示請求を行っており、別件開示請求では処分庁の文書特定の求めに応じているため、処分庁は開示期限を延長し、開示に係る作業が完了したのから随時開示決定を行った。しかしながら、異議申立人は、別件開示請求が開示決定までに時間を要していることを不服として本件開示請求を行い、上記1の(2)のとおり補正に応じなかったため、処分庁は本件開示請求に対し原処分を行ったものである。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人は、原処分を取り消し、文書の一切を開示することを求めて異議申立てを提起していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件対象文書について

不開示理由「形式上の不備」及び「権利の濫用」に該当するため不開示とした本件対象文書は、別紙に掲げる請求文書のうち、別紙Aに係る別紙B①、②、③及び⑤に該当する行政文書が収められている行政文書ファイルすべてであり、上記1の(2)のとおり大臣官房会計課に保管されている平成17年度から平成20年度の支出計算証拠書類が該当する。当該書類は一か年度につき10cm程の厚さのファイル約600冊で構成され、枚数は約30万枚である。異議申立人に対し、5か年度分として約150万枚になる旨説明を行ったが、4か年度分で2,400冊、約120万枚に及ぶ極めて膨大な量の行政文書である。

当該支出計算証拠書類は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）の規定にしたがって国庫支弁に係る会計経理に関する計算証明書類を年度別に一の行政文書ファイルとしてまとめたものであり、製本されて大臣官房会計課の倉庫に保管されている。

(2) 処分庁による補正の求めについて

処分庁は、本件対象文書の文書特定が不十分であると思料されたことから、法4条2項に基づき、異議申立人に対し、対象となる行政文書の数量が著しく大量であるため対応が困難であるとして、該当する行政文書の名称、作成部局、枚数及び開示決定までに行わなければならない作業等の詳細な情報を教示し、平成24年7月10日付け、同月27日付け、同年8月7日付け及び同月23日付け電子メールにより、再三にわたり文書の絞り込みを求めたのにも係わらず、異議申立人は求めに応じなかった。

(3) 原処分で示した不開示理由について

処分庁が原処分で示した不開示理由は以下の3点である。

ア 形式上の不備

法4条1項2号に規定する「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として、一般的には行政文書ファイル管理簿上の行政文書ファイルを特定すれば足りると解されているが、本件開示請求は、多種多様の不開示情報が随所に記載された約120万枚に及ぶ包括的かつ著しく大量な行政文書の開示請求であって、各行政文書を個別に開示・不開示の検討を行うとすれば、本来の行政事務に著しい支障が生ずることとなる。

また、行政事務に著しい支障を来すことにより国民一般の被る不利益等を勘案すれば、法11条を適用したとしても社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであって、開示請求制度の適正かつ円滑な運用に沿うものではなく、社会通念上相当であるとして是認できる開示請求の範囲を著しく逸脱している。

このような場合においては、法4条1項2号に規定する「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として、行政文書ファイル管理簿上の名称を特定しただけで足りるとは到底認められず、更に限定した文書特定を行わない限り、請求文書の特定としては不十分である。

このため、異議申立人に対し、該当する行政文書の名称、作成部局及び枚数等の詳細な情報を教示した上で、再三にわたり文書の絞り込みを求めたにもかかわらず、異議申立人は求めに応じなかった。

よって、本件開示請求に係る行政文書の特定が不十分であるため、形式上の不備により不開示とした。

イ 権利の濫用

異議申立人は、本来開示を求める行政文書と史料される文書以外の行政文書が大量に含まれる行政文書ファイルを請求対象として開示請求を行っている。本件開示請求は、多種多様の不開示情報が随所に記載された約120万枚に及ぶ包括的かつ著しく大量な行政文書の開示請求であって、各行政文書を個別に開示・不開示の検討を行うとすれば、本来の行政事務に著しい支障が生ずることとなる。

また、行政事務に著しい支障を来すことにより国民一般の被る不利益等を勘案すれば、法11条を適用したとしても社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであって、開示請求制度の適正かつ円滑な運用に沿うものではなく、社会通念上相当であるとして是認できる開示請求の範囲を著しく逸脱している。

異議申立人に対し、文書特定が不十分であるため、再三にわたり補正を求めたが、対象文書を絞り込むと回答しながらも補正に応じなかった。

異議申立人は、本件開示請求とは別に、本件開示請求に係り特定し

た4件の行政文書ファイルが含まれる開示請求を行っており、これについては補正の求めに応じているものの、本件開示請求については、別件請求が永久に開示決定されないおそれがあることを理由に補正の求めに応じていない。

以上のことにかんがみれば、本件開示請求は、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱するものに該当し、権利の濫用として請求を拒否するものに該当するため不開示とした。

- ウ 大臣官房会計課及び鉄道局以外における行政文書の不存在について
本件開示請求書「別紙のAに示す委員会等に係るBに示す行政文書」に該当する行政文書は、大臣官房会計課又は鉄道局において取得・作成されている。また、当該関係部局からそれ以外の国土交通省本省内部部局に対し、該当する文書を配布等行っていないことから、上記関係部局以外の本省内部部局において、該当する行政文書は保有していないとして不開示とした。

(4) 本件開示請求に応じるとした場合の事務量等について

前述のとおり、本件対象文書は製本されているため、一定の数量をまとめて複写することができないことから、職員により行政文書1枚ごとに複写する必要がある。その作業の概要等は以下のとおりである。

ア 作業の概要について

作業の概要は以下のとおりである。

- (ア) 約2,400冊の簿冊に製本されている支出計算証拠書類のマスクング作業を行うため、倉庫から搬入し1枚ごとに電子データへの読み込み作業を行う。
- (イ) 読み込み終了後、当該文書について、法5条1号に該当すると思料される情報（個人の氏名、住所、口座番号等）が定型的に記載された部分のマスクング作業を行う。
- (ウ) 法5条各号該当性の判断のため、本省内部部局等に対して意見照会するとともに、大臣官房会計課においてもその是非を検討する。
- (エ) 当該意見照会結果及び検討結果に基づき、法5条各号該当部分のマスクング作業を行う。
- (オ) 異議申立人の閲覧等に供するため、マスクングの状態を確認する。

イ 作業に必要となる期間について

支出計算証拠書類等の製本されている行政文書について、一度に膨大な量の開示を行った事例がないため、開示決定作業に必要な期間の検証は難しいが、過去の審査会答申において、一般会計に係る会計経理に関する計算証明書類である開示対象文書について、「対象

文書約 11 万枚を開示するための作業に、作業の種類によって異なる（読み込み作業、マスキング作業の場合延べ 6 時間程度など）が、毎日、警察庁の担当職員が従事した結果、延べ人員にして約 1,200 名が当該作業に従事し、1 年 11 か月を要した」（平成 20 年度（行情）答申第 308 号）とされている。

対象文書が異なるため単純な比較はできないものと思料するが、上記作業実績に基づき、作業を行う担当職員が上記と同様とすると、本件異議申立てに係る行政文書約 120 万枚の開示作業に要する期間は、開示までに 20 年 10 か月を要することとなる。したがって、本件開示請求に係る開示決定は、平成 24 年 9 月から作業を開始した場合、平成 45 年 6 月となることが見込まれる。

（5）業務の遂行に多大な支障を及ぼすことについて

仮に、本件開示請求に応じ、前記（4）の作業に長期にわたり従事した場合、会計事務が停滞・混乱する結果、業務の遂行に多大な支障を及ぼし、ひいては国民一般に不利益をもたらすこととなる。

加えて、仮に本件開示請求に応じ、以上のような作業に長期にわたり従事した場合、本件異議申立人以外の者による開示請求について長期にわたる特例延長の期間設定を余儀なくされるなど、異議申立人以外の者の情報公開制度の利用による「知る権利」を著しく侵害し、ひいては国民一般に不利益をもたらすこととなる。

（6）形式上の不備について

異議申立人は、開示請求対象文書が大量であることのみを理由として、開示請求書に形式上の不備があると捉えることは不当である旨を主張しているが、本件開示請求に応じた場合の上記作業を踏まえると、本件対象文書について、行政文書ファイル管理簿上の名称を特定しただけで足りるとは到底認められず、更に限定した文書特定を行わない限り開示請求文書の特定は不十分である。

よって、処分庁が補正を求めたにもかかわらず、異議申立人は当該補正に応じなかったことから、本件開示請求には形式上の不備があり、その不適法は是正されなかったというべきである。

（7）法 11 条の量的な制限について

なお、東京高等裁判所は、開示請求文書が膨大な量に及ぶため、文書特定が不十分であることを理由として行った不開示処分に係る開示請求の対象文書の特定の有無について、「法 11 条が「開示請求に係る行政文書が著しく大量」であることを予定しているといっても自ずから量的な制限があるというべきであり、このような制限は、開示請求手続のいわば内在的な制約として情報公開法上存在するものと解される。」とした上で、「開示文書の量的な制限があることは、行政組織の活動は多種

多様であるところ、通常は開示請求者が行政機関の会計書類などの特定種類の行政文書の全部の開示を希望するとは考え難いことや、「開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」を開示請求書の必要的記載事項とするのは、処分行政庁の担当職員において、請求の対象となる公文書を識別した上、請求の対象となる公文書の全部について非開示事由の有無の調査・判断を行うことを可能とするためであるところ、請求者が通常開示を希望せず、あるいは現実に閲覧等を行うことができない膨大な文書についてもそのような調査・判断を行わせることは、処分行政庁の担当職員及び行政組織をいたずらに疲弊させ、行政機関の他の行政活動をいわれなく停滞させる原因ともなるものであって、「開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」を必要的記載事項とした趣旨を没却させることになることから肯定されるものである。」と判示している（平成23年11月30日東京高等裁判所判決「各文書不開示処分取消請求控訴事件」）。

(8) 開示請求権の濫用について

上記の事情に照らせば、本件開示請求は対象文書の量が余りに膨大であり、開示請求を受けた処分庁が、開示決定に至るまでの処理を行うことによりその通常業務に著しい支障を生じさせることは明らかである。さらに、諮問庁において本件補正に係る文書を見分したところ、異議申立人は、同一の対象文書の開示を求めた別件開示請求において文書特定に応じていながら、別件開示請求が法定期限を超えても開示決定が行われていないため、永久に決定が行われぬおそれがあるとして本件開示請求の文書特定を拒否したものと認められる。異議申立人の当該行為は、法の趣旨・目的に沿わないことを開示請求の目的とするものであって、その実効性等の観点から、異議申立人が請求する委員会等によって対象文書を限定するなどの迅速・合理的な開示請求の方法によることを拒否してされたものであるから、もはや法が予定する開示請求とはいえず、開示請求権の濫用に当たるといふべきである。

(9) 大臣官房会計課及び鉄道局以外の保有の有無について

異議申立人の主張のとおり、特定会社の脱線事故は処分庁にとって重要事案であるが、当該事案に関して、鉄道局が大臣官房会計課及び鉄道局以外の組織に対し請求人が求める文書を配布している事実は存在しない。

本件諮問に当たり、上記関係部局以外の内部部局に対し、「対象委員会等」に係る文書や電磁的記録の保有について、念のため確認を行ったが、該当する文書や電磁的記録の存在は確認できなかった。

(10) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右す

るものではない。

(1) 1) 本件不開示決定の妥当性について

以上を踏まえると、本件開示請求につき、開示請求書の記載では特定が不十分であり、処分庁が補正を求めたにもかかわらず異議申立人が当該補正に応じなかったため、本件開示請求には形式上の不備があり、その不適法は是正されなかったと認められる。さらに、異議申立人の本件開示請求の目的は、法の趣旨・目的に沿わないものであって、異議申立人の過去の開示実施申出を踏まえると、約120万枚という極めて膨大な量の本件請求文書のすべての文書の閲覧又は写しの交付を想定していないことは明らかである。これは、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱するものであって、社会通念上妥当と認められている範囲を超えており、権利の濫用と認められる。

また、関係部局以外の内部部局に当該事案に関し異議申立人が求める文書の存在は確認できなかった。

5 結論

以上のことから、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年4月18日 審議
- ④ 同年5月17日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、請求文書①につき、「平成17年度から同20年度までの支出計算証拠書類」という4つの行政文書ファイルを特定したが、同ファイルには約120万枚に及ぶ著しく大量な行政文書が含まれており、ファイルの名称を特定しただけでは文書特定が不十分であるため、異議申立人に対し、再三にわたり開示を求める行政文書を更に特定するよう補正を求めたが、これに応じなかったことから、形式上の不備及び権利の濫用を理由に不開示とし、請求文書②につき、不存在を理由に不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、請求文書①につき形式上の不備及び権利の濫用はなく、請求文書②を保有している可能性があるなどとして原処分の

取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 請求文書①に係る原処分の妥当性について

(1) 請求文書①につき不開示とした理由は、形式上の不備及び権利の濫用であるので、まず、形式上の不備があると判断した理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 請求文書①は、国土交通省が設置した技術基準検討委員会等に係り支出した費用に係る文書等を収めた行政文書ファイルであって大臣官房会計課において保有するものであるところ、大臣官房会計課では国土交通省の内部部局の支払いを一元的に行っており、支払いに関する行政文書を取りまとめて年度ごとに「支出計算証拠書類」という一つの行政文書ファイルで管理・保存していることから、請求文書①の対象となる文書は、平成17年度から平成20年度までの支出計算証拠書類という4つの行政文書ファイル（以下「本件対象ファイル」という。）内の全ての文書が該当することになる。

イ 本件対象ファイルに含まれるのは、国土交通省の内部部局の支払いに関する支出決定決議書、請求書、検査調書、支出負担行為決議書、契約締結決議書、契約措置請求書、見積書等といった多種多様の証拠書類であって、その数量は簿冊にして2,400冊、枚数にして120万枚に及ぶ極めて膨大なものである。

ウ 本件対象ファイル内の行政文書には、支払先の個人の氏名、口座番号、法人の印影等多種多様の不開示情報が数多く記載されており、全ての行政文書の開示・不開示の判断をして不開示部分のマスキング作業を行うとすると、極めて長期間（平成20年度（行情）答申第308号の例から試算すると20年10か月）を要することになり、その間、会計事務が停滞・混乱する結果、国土交通省の業務の遂行に多大の支障を及ぼすほか、他の開示請求者の事案処理にも支障を及ぼし、国民一般に不利益をもたらすことになる。

エ 以上のとおり、本件開示請求は、法11条を適用しても到底対応できず、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるから、このような場合、行政文書ファイルの名称を特定しただけでは足りず、更に限定した文書特定を行わない限り、請求文書の特定としては不十分である。

オ そこで、法4条2項に基づき、異議申立人に対し、平成24年7月10日付け、同月27日付け、同年8月7日付け及び同月23日付けの各電子メールにより、4回にわたり、上記事情から「行政文書ファイルに収められた文書一切」では開示請求に応じることが困難である

ことを説明し、更なる文書特定に必要な情報を教示した上で、開示を求める具体的な行政文書を特定するよう補正を求めた。

カ しかしながら、異議申立人は、補正の求めに応じなかったため、請求文書①について文書特定が不十分であり、開示請求に形式上の不備があると判断した。

(2) そこで、上記諮問庁の説明を踏まえ、請求文書①の開示請求に形式上の不備があるか否かにつき検討する。

ア 請求文書①の対象文書について

請求文書①は、国土交通省が設置した技術基準検討委員会等に係り支出した費用等に係る文書等を収めた行政文書ファイルであって官房会計課において保有するものであるから、諮問庁の説明するとおり、平成17年度から平成20年度までの支出計算証拠書類という4つの行政文書ファイル（本件対象ファイル）が該当し、開示請求書の記載からすると、本件対象ファイル内の全ての文書の開示を請求するものと解される。

イ 請求文書①の開示請求における対象文書の特定の有無

法4条1項2号は、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定するところ、同号にいう「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることを意味すると解されている。

そして、法22条により、行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の特定に資する情報の提供を行うこととされ、その一環として、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供することとされていることから、一般には、当該ファイル管理簿上の行政文書ファイル名の引用による特定の仕方であれば、特定が不十分とはいえないとされている。

しかしながら、本件の場合、行政文書ファイル名での特定はされているが、本件対象ファイルには国土交通省内部部局の支払いに関する多種多様の証拠書類が含まれ、その数量も120万枚に及ぶ極めて膨大なものであり、全ての文書について開示決定等をするには極めて長期間を要し、業務の遂行等にも多大の支障を及ぼし、法11条を適用しても対応が不可能である旨の上記諮問庁の説明は首肯することができる。

そうすると、本件対象ファイル内の全ての文書の開示を求めることは、包括的大量請求といわざるを得ず、全ての文書について個別に

開示・不開示の検討を行うとすれば行政事務に著しい支障が生じるおそれがあることが明らかであるから、このような開示請求は、一般に開示請求制度の適正かつ円滑な運用に沿うものではなく、社会通念上相当であるとして是認できる開示請求の範囲を著しく超えていると認められる。

したがって、本件開示請求においては、法4条1項2号に規定する「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として行政文書ファイル管理簿上の行政文書ファイル名を特定しただけでは足りず、更に限定した文書特定を行わない限り、請求文書の特定として不十分であるとする諮問庁の判断は妥当である。

ウ 処分庁による補正の求め

上記諮問庁の説明のとおり、処分庁が異議申立人に対し、4回にわたり、「行政文書ファイルに収められた文書一切」では対応が困難な理由を説明し、開示を求める具体的な行政文書を特定するよう補正を求めたことは、各電子メールの写しの存在から明らかである。これに対し、異議申立人が補正の求めに応じず、「行政文書ファイルに収められた文書一切」の開示を求め続けたことは、異議申立人自身が認めている。

上記補正の求めは、処分庁が行った教示の方法、内容、補正の求めの回数からみて、相当であると認められる。それにもかかわらず、異議申立人は、補正の求めに応じず、文書不特定が是正されなかったものである。

- (3) 以上のとおり、請求文書①の開示請求については、開示請求書の記載では文書の特定が不十分であり、処分庁が補正を求めたにもかかわらず、異議申立人がこれに応じなかったことから、文書不特定という形式上の不備があると認められる。

したがって、請求文書①を不開示とした原処分は、権利の濫用の点について判断するまでもなく、妥当である。

3 請求文書②の保有の有無について

- (1) 異議申立人は、大臣官房会計課及び鉄道局以外の組織が開示請求に係る文書を保有している可能性があると主張している。

- (2) 諮問庁は、文書保有の有無について以下のとおり説明する。

ア 開示請求書に記載された文書（別紙Aに示す委員会等に係るBに示す文書）は、大臣官房会計課又は鉄道局において取得・作成されるものであり、また、大臣官房会計課及び鉄道局からそれ以外の内部部局に対しこれら文書の配布等を行っていないことから、大臣官房会計課及び鉄道局以外の内部部局において、これらの文書は保有していない。

イ 大臣官房会計課及び鉄道局以外の内部部局に対し、開示請求書に記載された文書や電磁的記録を保有していないか、念のため確認を行ったが、存在は確認できなかった。

(3) 大臣官房会計課及び鉄道局以外の組織は、開示請求書に記載された文書を保有していないとする上記諮問庁の説明は首肯できる。

よって、国土交通省において請求文書②を保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、請求文書①につき、本件開示請求に形式上の不備があり、また、権利の濫用があることを理由に不開示とし、請求文書②につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、請求文書①につき、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、権利の濫用の点について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、また、請求文書②につき、国土交通省において請求文書②を保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

本件請求文書

「下記のAに示す委員会等（省が外部から委員等を招いて設置した機関，及び省が外部に委託等して設置した機関，及び省職員が委員等として参加した外部の機関，及び省が省内に設置した主に省職員で構成される機関，及びその他の機関等を指す）に係る，下記のBに示す文書」について，文書を取めた行政文書ファイルのうち，「収められた文書の一切」，及び「収められた文書を除いた部分のうち，省が記載した部分の一切。ファイルの目録等，及びファイルの表紙等へ省が記載した部分（文書整理ラベルシール等）。」。

但し，下記①及び②の組織が保有する文書。

- ① 大臣官房会計課（国土交通省組織令第22条第1項に定める組織，及びその前身組織）。
- ② 「大臣官房会計課，及び鉄道局」以外の組織。

A 委員会等

下記に示すもの。

- ① 技術基準検討委員会（平成17年国鉄技第48号等に係る）
- ② 技術基準調査研究会
- ③ 福知山線脱線委員会（関東運輸局の平成17年6月29日付復命書に記載の名称）
- ④ 運転士の資質向上検討委員会（平成17年国鉄技第91号等に係る）
- ⑤ 運転状況記録装置に係る検討会（平成17年国鉄技第128号等に係る）
- ⑥ 鉄道技術開発課題評価委員会（平成17年国鉄技第52号等に係る）
- ⑦ 国際規格調査検討会（平成17年国鉄技第120号等に係る）
- ⑧ 福知山線事故に係る施策の徹底に関する会議（平成17年国鉄技第39号等に係る）
- ⑨ 鉄道保安担当者会議（平成17年国鉄技第69号等に係る）
- ⑩ 地方運輸局技術課長・安全対策課長会議（平成17年国鉄技第142号等に係る）
- ⑪ 社団法人日本鉄道車両機械技術協会の委員会等（平成17年度鉄道車両関係技術基準調査・作業部会，及び平成18年度鉄道車両関係技術基準作業部会，及び平成18年度軌道車両関係技術基準調査検討作業部会，及びその他の委員会等）
- ⑫ その他，平成17～20年度に於ける鉄道局に係る委員会等のうち，鉄道の安全に係るもの。

B 文書

下記の文書

- ① 「省が設置した委員会等」について、「委員会等の設置や委員等の選出に係る文書」、及び「委員等への謝礼や外部への発注など、委員会等に係り支出した費用に係る文書」。
- ② 「省が外部に委託等して設置した委員会等」について、「委託等に係る文書」、及び「外部への発注など、支出した費用に係る文書」。
- ③ 「省の職員が委員等（オブザーバー等を含む）として参加した外部の委員会等」について、「参加に係る文書」。
- ④ 「省が省内に設置した、主に省の職員で構成される委員会等」について、「委員会等の設置に係る文書」、及び「外部への発注など、支出した費用に係る文書」。
- ⑤ 「上記以外の委員会等」について、「上記①から④に準じた文書」。
- ⑥ 委員会等の成果を纏めた文書（報告書等）。
- ⑦ 議事録等（会議終了時に報道機関等へ配布した「議事概要」等を含む）。
- ⑧ 決議書（入札執行等決議書，契約締結決議書，支出負担行為決議書，支出決定決議書等）。
- ⑨ その他の文書（起案文書，公告文書，契約書，領収書，見積書，審査書，仕様書，理由書，企画書，企画書審査表，検査調書，予定価格書等）。
- ⑩ 国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日訓令第25号）第19条第3項に基づく移管・廃棄簿，及び同規則第21条第2項に基づく「内閣府との協議や同意（不同意，及び不同意により新たに設定された保存機関及び保存期間の満了する日に係る情報を含む）に係る記録」のうち，上記①から⑨の文書に係るもの。
- ⑪ 上記①から⑨の文書の移管又は廃棄に係る文書のうち，上記⑩以外のもの。